

令和元年 5 月

美里町教育委員会定例会議事録

令和元年5月教育委員会定例会

日 時 令和元年5月22日(水曜日)

午後1時38分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員(5名)

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

2番 委 員 成 澤 明 子

3番 委 員 留 守 広 行

4番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

学校教育専門指導員 忽 那 正 範

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍聴者 1名

議事日程

平成31年2月教育委員会会議議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第 4号 令和元年度美里町議会5月会議について

第 4 報告第 5号 平成31年度生徒指導に関する報告(4月分)

第 5 報告第 6号 平成30年度教育相談に関する報告

・ 議事

第 6 議案第 6号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則及び美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則

第 7 議案第 9号 美里町いじめ防止等基本方針の改定について

第 8 議案第 10号 新中学校建設に伴う教育財産の取得について

・ 協議

第 9 令和元年度美里町議会 6月会議について

第 10 「令和元年度 美里町の教育」について

第 11 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

第 12 美里町学校再編について（継続協議）

・ その他

1 行事予定等について

2 遠田郡中学校総合体育大会の出席者について

3 令和元年 6月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

平成31年2月教育委員会会議議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第 4号 令和元年度美里町議会5月会議について

第 4 報告第 5号 平成31年度生徒指導に関する報告(4月分)

第 5 報告第 6号 平成30年度教育相談に関する報告

・ 議事

第 6 議案第 6号 美里町教育委員会阻止の規則の一部を改正する規則及び美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則

第 7 議案第 9号 美里町いじめ防止等基本方針の改定について

第 8 議案第10号 新中学校建設に伴う教育財産の取得について

・ 協議

第 9 令和元年度美里町議会6月会議について

第10 「令和元年度 美里町の教育」について

第11 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)

第12 美里町学校再編について(継続協議)

・ その他

1 行事予定等について

2 遠田郡中学校総合体育大会の出席者について

3 令和元年6月教育委員会定例会の開催日について

午後 1 時 3 8 分 開会

教育長（大友義孝） では皆さん、こんにちは。

教育委員会に出席をいただきまして、ありがとうございます。

先週は総合教育会議、そして土曜日は小学校 3 校の運動会、ご出席をいただきました。大変ありがとうございました。今週土曜日も、残る 3 校の小学校の運動会がございますので、また委員の皆様にご出席いただく予定ですが、本当にありがたく思っております。

先週は、学校行事としましてその小学校の運動会、そして中学校は修学旅行ということがありました。新聞でもありましたとおり、不動堂中学校では土曜日の日に上野駅で美里町の P R 活動をしてきたということでございまして、これは J R 東日本の皆様方にもご協力をいただきまして、堂々と生徒みずから町の P R を率先して通行される方たちにいい P R をしてきたようでございます。今日、午前中教頭会議がございまして、先生からそういうふうなお話を頂戴したところでございました。

また校外学習もありまして、今後児童生徒の研修の成果を期待したいなというふうに思っているところでございます。

それでは、座って説明させていただきます。

ただいまから、令和元年 5 月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含めまして 5 名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして、教育次長、教育総務課長、教育総務課課長補佐、並びに青少年教育相談員に出席をしていただいております。

まず初めに、平成 3 1 年 2 月の教育委員会定例会の議事録の承認でございます。事務局から説明をお願いします。

課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 定例会の開会前に、既に 4 人の教育委員さんのほうに議事録をお渡ししております。こちらの訂正箇所等ありましたら、後ほど私のほうに提出していただき、調整させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

教育長（大友義孝） 今お話しのとおりなんですが、訂正後「て・に・を・は」、そういった部分については事務局のほうに一任をいただきまして、承認という形をとらせていただきたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、平成 3 1 年 2 月教育委員会定例会の議事録につきましては、そういうふうな形で

進めさせていただきます。

日程 第 1 議事録署名委員の指名

教育長（大友義孝） それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。署名委員につきましては、会議規則に規定されておりますとおり教育長が指名いたします。今回の会議には、4 番千葉委員さんをお願いします。もう一方、1 番後藤委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

報告事項

日程 第 2 教育長の報告

教育長（大友義孝） それでは、早速でございます。報告事項に入ります。

日程第 2 教育長の報告でございます。

別紙「教育長の報告」資料、少し厚めの資料でございますが、4 月におきましてはいろいろな総会、それから関係諸団体の説明ということもございましたので、その資料をつけさせていただいております。

まず主な報告事項といたしまして、(1) 番目、宮城県の教育委員会の主要事業・関連事業の説明がございました。今回ちょっとページを振るところまでいかないで、大変申しわけございませんが、ページをめくっていただきますと右上のほうに「資料 1」というふうに四角で囲っている部分があります。宮城県教育委員会教育長のほうから、総務課・教育企画室、いろいろな担当部署から説明を受けたところでございます。その関連資料につきましては、お手元のほうに配付しておるところでございますので、中身は後ほどごらんいただければというふうに思っております。

(2) 番目でございますが、令和元年度の宮城県町村の教育長会議の定例会・研修会がございました。令和元年度の宮城県の教育委員会の教育方針について、講話をいただきました。役員のほうも、2 年に一遍変わるようになっておりますので、これまで会長を努めていただきました利府の教育長・本明陽一先生から、女川町の教育長であります村上善司教育長さんに会長

が交代してございます。副会長についても同じでございまして、村上女川教育長から亙理の岩城教育長さんに交代。「皿」監事と「幹」幹事の方たちの変更もございました。

総会資料については、資料をつけておりますので、ごらんいただければというふうに思っております。

(3) 番目、令和元年度の宮城県、今度は市町村です。市町村の教育委員会協議会の定期総会が5月14日にございました。これは、教育長だけではなく委員の皆様方にも出席をいただく総会でありましたが、5月14日午前中に教育委員会臨時会を開催していただいております。その関係で、すぐこの定期総会のほうにいかねばならないという状況もございましたので、私が出席をさせていただいたところでありまして。こちらのほうについても、役員がこのような形に変更ということでございます。

その際に研修会もございまして、前の石巻市の教育長さんでありました阿部和夫先生から講話をいただきました。戊辰戦争と桃生の旧家の方とのかかわりがあって、こちらの講演をいただいたところでございました。

次に、(4) 番目になります。こちらは5月の町内の校長会、それから(5) 番目では町内の幼稚園の園長・保育所の所長の会議がございました。

(6) 番目では、昨日でございましたが、議会全員協議会がありまして、新中学校建設についての説明を行ってきたというところでございます。

5月につきましては、大型連休の最初からということでもございましたが、このように総会・会議も多々多い月であったなというふうに思っております。資料のほう少し厚いのですが、大変申しわけありませんがご一読をお願いしたいというふうに思っております。

以上、教育長の報告というふうにさせていただきたいと思っております。

何かご質問とございますか、今日お出しして質問というのもし申しわけないのですが、もしお気づきの点があれば情報をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり) ありがとうございます。

日程 第 3 報告第 4 号 令和元年度美里町議会 5 月会議について

教育長(大友義孝) それでは、日程第 3 に入ります。

日程第 3、報告第 4 号 令和元年度美里町議会 5 月会議について報告をお願いいたします。

教育次長。

教育次長（佐々木信幸） それでは、令和元年度美里町議会5月会議については、私からご説明を申し上げます。座って説明をさせていただきます。

本日お配りしております資料につきましては、先週告示日金曜日にお配りしているものですが、実際は昨日5月21日に5月会議が開催され、可決されておりますので、本日は報告という形でご説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページ・2ページになります。これは専決処分の報告でございまして、2ページにございましており内容は権利の放棄になりますが、債権の種類は美里町奨学資金貸付金の償還未収金でございます。金額として29万5,600円、44件とございますが、これ償還の月数が44月あるということで、債務者はお一人の方でございます。債権の放棄の理由といたしましては、この奨学金の借受者ご本人、それから連帯保証人、それぞれ破産の手続を開始いたしまして、裁判所から免責許可の決定を受けたという事実がございます。ご本人につきましては平成28年度中に、その後はその連帯保証人に対して支払いの請求はしてございましたけれども、その連帯保証人が平成30年の7月に破産の手続につきまして免責許可を裁判所から受けているということでございますので、債権を今後請求することもできないということから権利の放棄をさせていただくということで、実際は平成30年度中の破産に基づくものでしたので、平成31年3月29日に専決処分を手続としてとっております。

それで、議会との取り決めによりまして、こういった破産の場合の債権の放棄につきましては専決処分をしてよいということを議会であらかじめ議決をいただいておりますので、ですので今回5月会議におきましては専決処分後の直近の議会ということで、専決処分の報告ということで1ページ報告第4号ということで報告をさせていただきます。

資料3ページに、その議案書につけております資料をそのままつけております。年度別で申し上げますと平成27年度から平成30年度まで、これは償還の年度でございまして、実際貸し付けはもっと前ですね。平成17年度に貸し付けの申請がありまして、審査決定して貸し付けておりました。高校に入学する際の貸付金でございました。その後、大学に進学されまして徴収猶予を受けまして、実際の償還につきましては平成25年度から始まっているようでございますけれども、その中の今回平成27年から平成30年度までの償還分について債権として放棄をさせていただくという手続をとらせていただいております。

続きまして、資料4ページになります。一般会計の補正予算になります。6ページ開いていただきますと、歳入としましてオリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業委託

金というのがあります。小学校で15万円、中学校で同じく15万円の歳入になっております。

歳出のほうは、8ページになります。こちらをごらんいただきたいと思います。これにつきましては、もともとスポーツ庁が行うオリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業というのがございまして、スポーツ庁から宮城県が受託をまずいたします。宮城県が県内の市町村でこの事業を実施する市町村と再委託の契約を結びまして、各市町村で行う。平成27年度からこの事業は県のほうで始まっておりまして、毎年おおむね10の市町村が実施しておりまして、1つの市町村で2個というふうな受け入れということで実施を主にされておりました。今回令和元年度は美里町でこれを受けるということになっておりまして2校ですね、中学校1校・小学校1校ということで実施をするということにしておりまして、小学校につきましては不動堂小学校、中学校は不動堂中学校がそれぞれ実施計画を立てております。

資料の9ページから最後までが、それぞれの各小学校で実施する内容を県に報告している実施計画書の写しでございまして、この各校からいただいております実施計画に基づきまして、今回予算措置をさせていただいております。オリンピック・パラリンピックというものにまず関心を持っていただくというのが第一でございますが、それに関連しましてそういったオリンピック・パラリンピックに対する理解を深めていただく。それから、障害者スポーツなどにも理解をいただくというようなところもあります。

それから、そういったものを活用した教育的な観点ですね。教育にこれらを活用していくという実践教育の研究といいますか、そういったものも含めて毎年行われている事業でございます。こちらにつきましては、内容は事業計画書を見ていただくと年間どのような事業をするかというのはおおむね記載しておりますので、これをご参考いただければと思います。

議会では、この案件につきましてお一人の方から質問がございまして、まずあまり聞かない事業なので内容についてということと、それぞれの小中学校で行う例えば講演会、あるいはその実施内容の中身をちょっと聞きたいということでご質問がありまして、お答えをしております。その際に出たのが、各小学校・中学校で実施する事業でありますけれども、例えば講演会などはできるだけ近隣の他の学校なども含めて講演会を聞くとか、そういったことも考えていただきたいと思いますというようなご要望もいただいております。

私からは、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまの報告の件につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見ございましたらお伺いしたいと思います。後藤委員さん。

委員（後藤眞琴） このオリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業、これ不動堂小学校と不動堂中学校が実施するとなっているんですけれども、学校でこれは希望者を募ってこういうふうに決まるわけですか。

教育次長（佐々木信幸） このお話いただいたのが1月になってからなんですね、県のほうから。もともと美里町では元年度には予定はしていなくて、来年度取り組みたいというふうな考えがございまして、当初予算でも組んではいなかったんですけれども、県北部教育事務所のほうから「ぜひに」というお声がありまして、急遽取り組むということになりました。それで、そういったこともございまして、取り組む学校につきましては教育委員会のほうからお願いしたいということで、校長先生に不小と不中のほうに声をかけまして、それで受けていただけるということでこの2校となったんですが、理由とすれば生徒数・児童数が一番多い小学校・中学校ですので、こういった展開事業という場合やはり生徒・児童の数が多いところのほうが効果があるのではないかとということも考えまして、この2校を推薦させていただいたところですよ。

委員（後藤眞琴） 僕が質問したのは、こういうものを教育委員会から頼まれると、断るわけにいかないんじゃないかと。そうすると、学校側である程度の負担を覚悟して引き受けるんじゃないかなって思いますので、その点これからご配慮お願いしたいと思います。

教育次長（佐々木信幸） わかりました。

教育長（大友義孝） よろしいですか。

留守委員、お願いします。

委員（留守広幸） 奨学金の債権放棄についてお聞きいたします。

お借りになっていた奨学金を受け取っていた方が、何らかの理由によって自己破産ということになったと。それで、連帯保証人様も自己破産なされたということなんですけれども、自己破産の理由みたいなものは通知とかがあってというのはあるんでしょうか。

教育次長（佐々木信幸） 自己破産をした理由ですか。

委員（留守広幸） 理由、体調不良で無職になったとか。

教育長（大友義孝） これ、公表できないんじゃないかなったっけ。

教育次長（佐々木信幸） 私どもも、この自己破産につきましては徴収対策課と連絡をとりながら、この方がこういう手続を開始しましたよと、何月にこういう免責の許可が出たよというのは、報告としてはいただいているんです。その際に官報というんですか、そういったことも知らされるんですが、それらの資料をいただいておりますが、実際何が理

由で自己破産されたかまでは承知しておりません。自己破産しましたという事実だけをいただいております。

委員（留守広幸） 教育長、もう一つ。

連帯保証人をお願いする際には、奨学金を受ける方は高校入学当時の方だったんでしょうけれども、規則を教えていただきたいんですけども、全く両親が可能なのが、それとも全くの他人の人を保証人にしなきゃいけないのか、その辺はどうなっているんでしょうか。

課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） お一人はまずご両親の方になります。もう1人の方はそれ以外の方、別世帯の方が、連帯保証人となっております。

教育長（大友義孝） その流れは、奨学金の申請をいただいてすぐに承認ということではなくて、奨学金の貸付審査会というものがあまして、その中で審査をします。令和元年度の部分については1週間前ですか開催しまして、今年の分は決定したという内容でございます。

そのほかございますでしょうか。もしなければ、この5月会議の確認については以上ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

教育長（大友義孝） それでは、日程第4に入るわけですが、委員の皆様方にお諮りをさせていただきます。この日程第4、報告第5号 生徒指導に関する報告、並びに日程第5、報告第6号 平成30年度教育相談に関する報告、それから協議事項として日程を掲げております日程第11、基礎学力向上、いじめ・不登校対策等についてにつきましては、これは内容的な部分、それから学校名、そういったところもございまして、秘密会ということでこれまで進めておりましたが、今回についても秘密会ということにさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。（「いいです」の声あり）ありがとうございます。

それで、これまで一番最後にこの秘密会をさせていただいたわけですが、今日の日程の都合上、この日程のとおりに進めさせていただきたいと思っております。ただ、日程第11の部分はこの上の報告第5号と6号に関係がありますので、連続して一括でという形にさせていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは傍聴人の方、申しわけありませんがたがいまより秘密会に入りますので、暫時の間退席していただくこととなりますので、よろしく願い申し上げます。

【秘密会】

休憩 午後 2 時 3 8 分

再開 午後 2 時 4 5 分

教育長（大友義孝） それでは、再開をいたします。

ただいまの出席委員は、教育長を含め 5 名でありますので、会議は成立しております。

ただいまから議事に入ります。

日程 第 6 議案第 6 号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則及び美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則

教育長（大友義孝） 日程第 6、議案第 6 号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則及び美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則について審議を行います。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 私のほうからご説明申し上げます。

こちらの議案については、前回から引き続きの継続審議ということになっております。教育委員会の組織に関する例規と事務決済に関するような処務規則、こういったものを便宜上整備するというところで行っておるところでございます。

処務規則の中で、前回ご指摘ありました文書の保存年限ですが、その後総務課の文書法令係と何度か協議しまして、30年保存という考え方を1つとして、全てこの30年過ぎたから公

文書をじゃあ廃棄するのかということ、そうではないということでございます。何かしらのやっぱり何年、10年、5年、そういったものをある程度目安として設定しなければ、どうしても公文書というものは永久に保存するような形になってしまいますので、改めて見直し時期と捉えまして30年保存というものを設定したものでございます。30年を過ぎたからといって、即じゃあ廃棄かということ、そういうものではございません。改めて見直す時期と捉えていただければよろしいのかなと思います。

参考までになんですが、宮城県の県庁のほうで公文書のほう、やっぱりどうしても重要な文章とかあれば公文書館というものがございまして、そちらのほうに移行するような手続をとっております。それに関しては内規、例規に変わるような基準を設ける内規というものが存在しまして、それに当てはまるようなものがあれば宮城県庁から公文書館のほうに移管して、保管するという手続をとっているようなことでございます。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまの前回から引き続きの協議事項、審議事項ということになりますが、ただいま説明をいただきました。

ご質問承りたいと思いますが、いかがでしょうか。後藤委員さん、お願いします。

委員（後藤眞琴） この前も申し上げたんですけれども、やはり30年にするという事になってますと、これを扱う人が「これは30年だからもういいんだ、廃棄処分できるんだ」と解釈できますよね。それをその都度重要な書類かどうか、その担当者が判断するという、そういう恣意的なものが法律として成り立つのかどうか。きちっとその点を、今説明ありました細則とか内規で決めるとか、そういうものも明文化しておかないと担当者が、繰り返しになりますけれども、勝手に「30年過ぎたから、もう処分できるんだ」という解釈になりますので、その辺町長部局のこういう法律ですか条例、担当者でよく話し合っていないと、僕はかなり問題がある条文でないかというふうに思っております。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

そのほか、ご質問ございませんでしょうか。

ただいま後藤委員から出されました部分について、この美里町教育委員会としての処務規則の中に文書の規定がございます。これは、教育委員会だけじゃなくて町長部局、農業委員会、それぞれの行政機関の中でこの文書処務規則があるはずなので、統一性を持たなきゃいけない部分だと思います。既に教育委員会以外は、処務規則は改定済みというふうにちょっとお伺いしておりますので、ただ決めたからそれで終わりということではなくて、今後藤委員から言

われたようにもう一度ちゃんとした形で、30年後のことわかりませんので、当然そのときの担当者が30年たったからということでもう廃棄処分ということになって、規定上なっているからということになってしまわないような流れをもう一度組み立てていただきたいと思います。

その上で、今回ご提案・継続審議をさせていただいておりましたので、いずれにせよ教育委員会のほうとして決めなくてはならないことでございますので、どうぞ質疑あればお伺いいたしますが。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） もしなければ、これで質疑を終結させていただきます。

規定上で、討論ということになります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） ないということであるようでございますので、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第6号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則及び美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、本案は原案のとおり承認したいと思いますけれども、賛成の委員の挙手を求めます。

委員（後藤眞琴） ちょっと待って。今の部分だけ、解決できればいいんだけども。

教育長（大友義孝） そのような流れで解決を前提に、採決をさせていただきたいというふうに思います。

では、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。それでは、議案第6号につきましては条件付ということになるんでしょうかね、そういったことで附帯意見という部分を含めて調整のほどをお願いいたします。よって、議案第6号については可決されました。ありがとうございました。

日程第7 議案第9号 美里町いじめ防止等基本方針の改定について

教育長（大友義孝） それでは、日程第7、議案第9号 美里町いじめ防止基本方針の改定についてに入りたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。教育次長。

教育次長（佐々木信幸） では、私からご説明申し上げます。

前回、4月定例会の際に資料としてお出しさせていただきました、いじめ防止等基本方針の改定案というものを配らせていただいております。

その改定の理由なんですけれども、まず美里町いじめ防止等基本方針につきましては、平成28年9月に町として策定しております。その前段として、教育委員会で内容をご協議いただき、まず教育委員会で可決をいただいたと。その後、総合教育会議におきまして町長との調整を行いまして、美里町のいじめ防止等基本方針を策定したのが平成28年の9月でございます。

もともと国の示しております方針に基づきまして、このときには策定したという経緯がございます。国でこれを示した際も、おおむね3年をめぐりに見直しをしましょうということで、附則にはうたっております。

それで、この後平成29年になりまして、もともとの国の「いじめの防止等のための基本的な方針」というものが改定をされております。その後、すぐ町としても改定の手続を進めればよかったのですが、その部分では少しおくれが生じておりまして、今回おくれはせなんですけれどもその国の方針に合わせた形で、改定をさせていただくということで進めさせていただいたところです。

それで、本日資料としてはまず議案書がございます。今申し上げたとおり、平成29年3月14日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたため、美里町のいじめ防止等基本方針を改定するというのが、本日の議案の理由でございます。

資料として、まず改定案というのがあります。これは、前回お出しした資料の後に、教育委員さんにご意見等があればということでもいただいたところ、後藤先生のほうから一部手直しをいただきました。その直したものも含めて、本日最終の案としてお出ししたのがこの改定案という文字が入っている、最終の形としての基本方針でございます。

もう1つの改定案に、「左ページ」「右ページ」の区別がついているもの、これは前回お出しした改定案の後に先ほど申し上げた一部修正がございましたので、その修正箇所をわかりやすくするためにお示ししているもので、前回お示した改正部分については同様に下線が引いてありますが、その後さらに修正した部分については網がけをしておりますので、左右若干違うところがありますが、右側が今回最終的に出させていただいた改定案の形というふうになってございます。

それともう1つ、新旧対照表としてお出しした資料があります。これは、もともとの美里町で定めた基本方針を一応「現行」という形で左側に示しておりまして、今回改定案としてお出

しした最終案を右側ということで、変更部分だけを抜き出した形で、通常条例とかの一部改正をする場合に新旧対照表というのを出しますけれども、それにならった形で今回資料としてお出しさせていただいております。

今回、この新旧対照表を使いまして、改正した部分について少し説明をさせていただきたいと思います。

それでは、新旧対照表の1ページをめぐっていただきまして、2ページになります。中段よりちょっと上に下線が引いてある部分、「学校評価の項目に学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況等）を位置づけ、検証を行います」という字句を加えてございます。

それから、次の3ページ上の部分4行目からになります。「アンケート等の一次資料は最低でも当該児童生徒が卒業するまで、アンケートや聴取結果等をまとめた二次資料は5年間保存します」ということで、いじめに関する資料の保存年限を明確にしているところでございます。

その下ですね、いじめに対する措置の真ん中あたりにあります「教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを認識し、校内で情報を共有します」という1項を加えてございます。

それから、一番下になります。「いじめが解消したと判断できるのは、少なくとも次の2つの要件を満たした場合とします。いじめに係る行為が止んでいること。被害者が心身の苦痛を感じていないこと。いじめ発生から少なくとも3か月間の経過観察を行い、本人及びその保護者から聞き取り確認を行って、学校いじめ対策」、次のページに移ります。「委員会等で判断します。学校は、いじめの事実を隠さず、場合によってはPTAに周知を図り、保護者全体から協力を得て、解決や事後の見守りがより円滑に進むようにします」ということで、先ほど齋藤先生のお話しの中でも「3か月」という言葉ちょっと出ましたけれども、最低でも一旦発生した場合はいじめの事件として経過観察を行わなければならないので、3か月を見ないとそれが解消したということにはならないと。3か月たってもすぐになくなるわけではないのですが、こういったことをきちんと確認しましょうということになってございます。

この次の下の部分ですね、の上のところですが、「学校は、毎月のいじめ認知件数がゼロの場合」、この認知件数ゼロというのは新たなということでございます。新たないじめの認知件数がゼロの場合は、「学校・学年だより等で児童生徒・保護者に公表し検証を促します。その結果については、翌月に教育委員会へ報告します。（様式「不登校」）」というふうな文言がございませう。学校だけで認知件数がゼロというのを、確認するのではなくて、ゼロであればゼロという

ことを保護者等にもお示しして、保護者等の意見もきちんとそこで確認しなさい、それで初めてゼロですよというような意味合いでございます。

それから、の一番最後になりますが、が今回全て追記した部分でございます。特に配慮が必要な児童生徒への対応ということで、1つ目が障害のある児童生徒。「教職員は、個々の児童生徒の障害の特性への理解を深め、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び支援を行います。」

2つ目が、「帰国子女、外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国とつながる児童生徒」「言語や文化等の差に留意して、それらの違いを教職員、児童生徒、保護者等に理解を促進し、学校全体で注意深く見守り支援を行います。」

3つ目です。性同一性障害・性的指向・性自認に係る児童生徒。「性同一性障害や性的指向、性自認について教職員への正しい理解を促し、学校として必要な対応をします。」

4つ目です。東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒。「被災や避難した児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払って見守りを行います。」

追記したのが以上になりますが、これは国の方針の改定に基づきまして県のほうからもこういった部分の追記が必要であると示してございまして、その資料に基づきまず第1案として齋藤先生に追記する形の文案をつくっていただいたということで前回お示しした上で、さらに皆さんからご意見を伺った内容で修正したものでございます。

それで、この改定案につきましては5月の校長会議がございましたが、その際にも前回の改定案についてお示しをいたしました。文書で「ご意見があれば出してください」ということで、依頼文書を公文書として出させていただいたんですが、各学校からは特に修正とかそういった部分についてのご意見はございませんでしたので、教育委員会でお示しした内容で今回改めてご提案させていただいたところです。

それで、今後の流れなんですけれども、今回もしこの場で可決いただいた後ですけれども、これは美里町の基本方針ですので、この場ですぐこれを町のものというわけにはいきませんので、また近々総合教育会議の中で町長と確認をさせていただきまして、その後に文書決裁をいただいて正式な美里町の基本方針、最終改定日が何月何日と入ったものとして公表させていただくということになります。

それから、それが固まった時点で各学校にもお示しをいたします、改めてですね。学校でも

学校の基本方針というのを定めておりますので、今回美里町で定めた基本方針と整合性をとっていただくように調整をいただいて、改めていただくということで考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。ただいま説明をいただきました。

もう1つ、今日冒頭に申し上げました教頭会議の中で、こういった今改定を予定しておりますと、今教育次長が申し上げましたように学校での方針も、これに合わせての改定ということも必要な場所がありますので、そのことを今日は伝達してきたということでもございます。

教育次長（佐々木信幸） はい、お話ししてまいりました。

教育長（大友義孝） 説明は以上のとおりでございます。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。よろしいですか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） では、質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） ないようでございますので、討論を終結します。

採決に入ります。

議案第9号 美里町いじめ防止等基本方針の改定について、原案のとおり承認したいと思っておりますが、賛成の委員の挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でありますので、議案第9号につきましては原案のとおり可決いたしました。

と同時に、今度は総合教育会議の開催依頼ということをおわせてお願いいたします。

日程第8 議案第10号 新中学校建設に伴う教育財産の取得について

教育長（大友義孝） それでは、日程第8、議案第10号 新中学校建設に伴う教育財産の取得について議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。教育総務課長。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから議案第10号につきましてご説明をさせていただきたいと思います。
新中学校建設に伴う教育財産の取得についてというところでございます。

教育財産の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により申し出を行うというものでございます。

提案理由につきましては、美里町新中学校施設基本計画を策定したので、町長に対し教育財産の取得の申し出を行うものでございます。

2枚目に、(案)ということで資料をおつけしております。これは、本日可決いただいた後に実際に申し出を行うというところが出てきますが、ここにその案文として町長に対し教育長名で教育財産の取得について(申出)というところでございます。「このことについて、令和元年5月22日の教育委員会定例会で可決されましたので、美里町新中学校設置基本計画を付して申出いたします」という文書を提出するということにさせていただきたいということで、提案いたしますものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

教育長(大友義孝) 議案の説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ございませんか。後藤委員、お願いします。

委員(後藤眞琴) 全然わからないので聞きたいんですけども、教育財産の取得について(申出)って、このことについてというのは教育財産の取得についてという意味ですね。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) そうです。

委員(後藤眞琴) これ、具体的にどういう財産っていうのは、明記しなくてもよろしいんですか。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) 実際ですね、皆様にお認めいただいた施設の基本計画、それ自体を付しますので、それでこれまで総合教育会議で町長のほうにもご説明をしているというところもございまして、今回申出の中身と基本計画そのものをおつけしてお出しして、基本計画の中に必要な部分は書いてございまして、そういう形でお出ししたいなというところでございます。

委員(後藤眞琴) そういう形式になっているわけですね。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) 基本的に、必ずこうしろという書式があるわけでは、申し出に対してですね。インターネット等々でもちょっといろいろ調べてみたんですが、いろいろな形があるというところで、例えば位置図のみをつけて申し出しているようなケースもございまして、いろいろなケースあるんですけども、今回はやり方としてはし

っかりと施設基本計画を認めていただきましたので、それを付して行くと。

それで、どこまで教育委員会で準備をするかと、結局申し出をするまでにですね。そういうところにつきましては、予定地の選定ですね。あとは、資料を見ると略設計書ってなっているんですけども、概略の設計書も含めた計画を策定して、それをもって申し出をするというふうなことでありますので、それが今回策定した施設基本計画に当たるということで、それをもってどこまでやって申し出をするというような整理で、今回その計画書を付してお出ししたいなというところでございます。

教育長（大友義孝） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

この教育財産の取得申出につきましては、これまでもかつてふどうどう幼稚園、それからここた幼稚園の財産取得申出を行っているのが平成になってからですね。合併後に行っておりますので、それをちょっと見ていただいて、ただ先ほどちょっと課長が説明されましたように略式で、位置図だけをつけてというのも確かにあったんですね。どこまでという規定はないんですが、ただ「何を」「どのように」という内容なくして申し出というのはできないものですから、このように基本計画という部分をつけて申し出を行うというものでございます。よろしく願いしたいと思います。

いろいろと申し出の部分についての理由はいっぱいあるんですけども、それを「ここで基本計画の策定を行ったので」ということで、改めて提案をさせていただいたということでございます。

その他、質疑ございませんでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） 討論ないようでございますので、討論を終結し採決に入ります。

議案第10号 新中学校建設に伴う教育財産の取得について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でありますので、議案第10号につきましては原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。

協議事項

日程 第9 令和元年度美里町議会6月会議について

教育長（大友義孝） それでは、ただいまから協議事項に入ります。日程9、令和元年度美里町議会6月会議について、協議をさせていただきたいと思います。

まず、説明をお願いいたします。教育次長、お願いします。

教育次長（佐々木信幸） では、また私のほうから説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。座って説明申し上げます。

資料につきましては、本日お配りさせていただきましたこのA3版横1枚の資料になります。

6月会議なんですけれども、6月11日から通常ですと3日間開かれる予定になっております。今回提案申し上げますのは、補正予算になります。今のところ、条例とかそういった部分での議案等は予定しておりませんで、補正予算のみになります。

それで、今回お示ししている資料はまだ本当に案と申しますが、予算書の形にもまだなっていない状況なんです。通常ですと、もう少し定例会の日程が後だったりすると、その前に庁議という会議が開かれまして、補正予算なども一定程度そこで審議いただいております。資料があるのですけれども、実は庁議は明日予定されておまして、ですのでここはあくまでも教育委員会事務局が予算要求し、財政で今資料作成中の状況だということでご承知置きいただきたいと思っております。明日の庁議、それから今後変更される場合もございますので、ご了承ください。

それでは、説明申し上げます。内容は、ALTの予算でございます。

今までALTに関しましては、インタラックという業者さんとの業務委託によってALT2人を配置し各中学校、3中学校ありますけれども、そこを回っていただいて2人のALTで対応していただいているという状況でございましたが、今回2学期からその方式を改めまして、自治体国際化協会という国の組織がありますが、そちらで組んでおりますプログラム「ジェットプログラム」を活用したALTということで予定してございます。

それでALT、このジェットプログラムのALTの場合は、業者委託と違いまして美里町に住んでいただいて、それで各中学校の英語指導、あるいは中学校区の小学校や幼稚園にも行っていただいて行っていただくということで、生活面での支援も必要になります。それから、

お支払いする報酬につきましても、直接町からご本人に対してお支払いをするということで、一応雇用するような形になりますが、雇用というか契約ですかね、ということでの就労規則に基づいた契約を結びまして、それでお勤めいただくというような形になりますので、大分形態が変わります。

それで、今回必要な予算として計上しておりますのは、そういった報酬も含めますが、初期費用としてやはりかかる部分がございますので、そういったものも含めて今回6月補正に出させていただきますと。なぜこれ当初予算で組めなかったかというのは、ジェットに対するALTの申請を昨年度中から進めてはいるのですが、これが正式に決定いただいたのは4月になってからなんです。一応3月中に内諾はいただいていたものの、やはり新年度予算でまだ組める状態ではございませんでしたので、正式な決定を4月にいただいたことで今回の6月補正ということで計上させていただきますことになります。

では、その予算の中身ですね、ちょっとお話しをいたします。

一番上にございますけれども、外国語指導助手設置事業というのが今回ALT設置の事業名になってございます。非常勤一般職報酬とあります。2つ中身がありまして、外国語指導助手報酬、これがALT3人分の報酬になりますが、お勤めいただくのが一応2学期からなんですけれども、ジェットとの協定がございまして、町のほうで就労いただくというのが7月の後半29日からというような就労期間になります。社会保険とかの関係があるので、8月1日からということにできれば良かったのですが、やはりそのジェットプログラムの中でどうしても規則がありまして、その日にちが変えられないということでしたので、実際7月29日からの契約になるということで、報酬としましてはそこから来年の3月31日までの報酬になります。基本的には月額が28万円という金額で、3人分予算措置をしております。

それから、事務補助員報酬とありますが、今回ALTを受け入れるために条件として認められているのが、いわゆるALTコーディネーターという職種を1人雇用することができます。ALTと学校との調整、あるいは初めて日本に来る方もいらっしゃいますので、日本の生活面でのいろいろな相談を受けたりとかそういった調整、あるいは教育委員会とALTとの通訳とか、学校ももちろんですけどもそういったところでコーディネーターとして1人雇用する考えでございまして、この方は週5日間、1日6時間の勤務を想定しておりまして、6月補正予算が可決されましたらすぐにお勤めいただく考えで、6月17日からの雇用を考えております。6月分は日割計算になりますが、残り7月から3月までの9カ月、16万3,800円の9カ月分、それから6月分の日割分7万5,600円を合わせまして、158万2,000円とい

う金額を計上してございます。

A L Tが実際7月末に来るのに、なぜ6月からかというのはあるんですけども、生活環境を事前に整えないといけませんので、事前にA L Tとメールとかでやりとりをさせていただき、こちらで示す条件などもきちんとお互い誤解のないようにきちんとお伝えしなきゃいけない。それから、来た後の業務の内容などもあらかじめお伝えするというような業務が必要になってまいりますので、このコーディネーターさんにはA L Tよりも前にお勤めいただいて、そういったやりとりをしていただくという考えでございます。

費用弁償とあるのは通勤手当、これはA L T 3人とコーディネーターお一人、4人分含めての通勤手当です。

普通旅費27万円とありますが、A L Tが本町に来た後、研修会に参加をするというのが必要になります。1つは仙台や富谷の研修所等での研修会がありますけれども、それ以外にも言葉の研修ですね、通訳とか翻訳とかそういった部分での研修も含めて、集合研修ということで全国のA L Tを集めて滋賀県のほうで行う研修がありまして、そちらに参加していただくということでの旅費が含まれておりますので、これがお一人8万円の3人分ということでこれが少し多くなっておりますので、トータルで27万円という数字です。

消耗品費とありますが、これ90万円となっておりますが、お一人30万円の3人分ということです。というのは、こちらにお住まいいただく際にアパートを契約していただくのですが、やはり何も無いところでは生活できませんので、事前に生活できる準備をしておかなくてはならない。例えばアパートの照明ですとか、一定程度の家財道具ですね、そういったものを事前に教育委員会で用意する必要がありますので、それらを全部一切含めましてお一人30万円を想定しております。

それから郵便料、それからその他保険料、傷害保険料とありますのはA L Tの方の3人分です。

それから業務委託料、これマイナスの660万4,000円という金額ですが、これはイントラック当初予算では1年分を想定して予算を置いておりますので、これが7月までの契約で終了ということで、8月1か月分はないんですが、9月から3月までの業務委託料が残りますので、それを減額するというところでございます。

それから施設用備品購入費60万円につきましては、エアコンでございます。アパートのほうにはエアコンが現在ありませんので、それを設置する考えで予算化しております。

それから負担金、これは自治体国際化協会への負担金90万円となっておりますが、内容に

つきましては協会に納める負担金 A L T 1 人 8 万 2 , 0 0 0 円の 3 人分。それから集合研修、先ほど滋賀で受ける研修があると言いましたが、それらの負担金が 1 万 7 , 0 0 0 円の 3 人分。それから、渡航費用負担金というのがございまして、A L T がこちらに来る旅費の負担金ということでお一人 1 5 万円かかります。これの 3 人分。それから、各種オリエンテーション等の負担金が 1 万 8 , 0 0 0 円の 3 人分ということで、トータルで 9 0 万円を計上しております。

最後に補助金として、住宅使用料補助金ですが 1 0 8 万 7 , 0 0 0 円、志賀町にある町営住宅を想定しております。一応、今のところ空き部屋を 3 つ確保させていただいておりますが、町営住宅なものですからご本人の所得で金額が動くんですね。この A L T の場合は、お一人 1 か月 4 万 2 , 1 0 0 円という金額になりますけれども、そちらの 8 か月分。一応 8 月から 3 月分までと、実は 7 月 1 日だけ発生するんですが、その 1 日分の日割分を含めて計上しているところです。

それから駐車場使用料、ご本人の希望があれば車も使うことができますので、皆さん車の免許持っていらっしゃる方のようなようです。ですので駐車場を使用する場合も想定し、月 3 , 0 0 0 円の使用料を計上してございます。合わせて 1 0 8 万 7 , 0 0 0 円という予算になります。

これを今回 6 月の補正予算で計上させていただくという内容になっております。以上です。よろしく願いいたします。

教育長（大友義孝） ただいまご説明をいただきました。

いかがでしょうか。協議でございますが、もともと今のインタラックとの契約というのは、7 月までになっているのでしたっけ。

教育次長（佐々木信幸） インタラックとの契約が、4 月から 3 月という契約ではないんですね。A L T の方は、通常来られるのは 9 月から翌年の 7 月までという 1 1 か月の契約になっておりまして、今回 7 月で今の契約が切れます。ただ、予算上はその後も 3 月までの契約も含めて計上してございましたので、今回その分は下ろさせていただく。7 月で切れた契約をそのまま更新しないという手続になります。

教育長（大友義孝） いかがでございましょうか。千葉委員さん。

委員（千葉菜穂美） この A L T の方は、3 人来られるんですか。

教育次長（佐々木信幸） 3 人です。

委員（千葉菜穂美） 志賀町に住まわれて、南郷地区に来られる人も志賀町なんですか。

教育次長（佐々木信幸） 今のところそういう考えであります。ですので、車の運転ができる方ということでお願いしておりまして、場合によっては住民バス等が利用できれば、時間帯が

合えばそれも活用できますということをお話しするつもりですけれども、多分志賀町ですので自転車や徒歩で通勤しようと思われる方は不動堂地区のみですかね。あと、南郷についてはちょっと厳しいので、そういったバスとかの交通手段、あるいは車が必要だとか、小牛田中もちょっと厳しいかなと。小牛田中だけであれば、自転車で通えないこともないでしょうけれども、ただ実際は今まで、最近ALTはずっとインタラックでやってきたのでないんですけれども、以前ジェットでやっていた時期もやはりありましたが、そういったときはご自分の車をお持ちになって車で通勤されていたALTの先生が多かったようですね。

教育長（大友義孝） 後藤委員。

委員（後藤眞琴） このALT3人というのは、こちらでどこの国の人とか、注文はつけられるものですか。

教育次長（佐々木信幸） 全てかなうわけではありませんが、注文はできます。ということで、本町で希望したのはまず先ほど申し上げとおり運転免許のある方、それから日本語がある程度できる方というか勉強されている方とか。あるいは性別ですね、それと地区、地域、英語圏。今回希望したのはアメリカの方で、できれば姉妹都市であるウィノナに近い方というところも注文としては出させていただきます。

それで実際来られる方は、全て男性ということでお願いしたんですが、女性1人入っております、男性2人、女性1人。免許は全員持っていらっしゃると。それから、日本語の勉強をされている方もいらっしゃるといって伺っております。あと、前に日本においでになっている経験がある方も1人いらっしゃると。あと出身地については、ミネソタ州からお二人来ます。あと、それ以外の州からお一人いますが、いずれもアメリカ国籍の方ということで聞いております。

委員（後藤眞琴） アメリカ英語とイギリス英語、僕の耳でも随分違うんですね。ですから3人だったらイギリス圏の、例えばオーストラリアとかニュージーランドっていうのはイギリス圏ですね。あとアメリカ、そういうものを子どもたちに知ってもらうのも意味あるんじゃないかなっていうふうに考えましたので、ちょっと。多分BBC放送とかあと「ボイス・オブ・アメリカ」とか聞けば、随分違うなと僕でもわかりますので、そういうこともこれからは何かありましたらご配慮のほどお願いします。

委員（成澤明子） 先生がわかるもの、理解できるかどうかっていうのもちょっと不安なんですけれども。

教育次長（佐々木信幸） 確かに、合併前に小牛田のALTでイギリスの方おいでになったこ

とあるんですけれども、余りわからないんですよ。わからないんですけれども、例えば「キャン」という発音するとき、「カン」とおっしゃるんですね。なので、大分発音が違うなという印象は受けた記憶があります。

教育長（大友義孝） ちょっと聞けば僕でもわかるので、皆さん方聞けばわかるんじゃないかと思いますが。

教育次長（佐々木信幸） あとごめんなさい、説明の中でちょっと申し上げなかったんですけれども、歳入の部分ですね。今回は、歳入として載っているのはご本人の雇用保険の本人納付金だけで小さい数字なんですけれども、実はこのA L Tをジェットプログラムに切りかえる理由の1つについては、交付税の措置があるというのが大きなところもあるんですけれども、交付税措置については実は初年度がなく、基準日がたしか5月1日だったかと思うんですが、その時点で今回A L Tの導入の契約が成り立っていないものですから、今年度の交付税にはその分が入らないと。来年度以降、その分が町の財政のほうには入ってくる上で、算定に入るということになってございますので、一応申し添えさせていただきます。

教育長（大友義孝） これまで業務委託契約でお二人、中学校3校あって何で2人なのという部分もちょっといろいろあるんですけれども、できるならば各校にお一人ずつのA L Tから協力をもらいたい。ただ、今後どうしようかと。これを議会で認めていただければ、3人いらっしゃる先生方2学期からスタート切りますけれども、1年間通して同じ学校でいいのかという問題もあるわけですね。2年目になったときには、じゃあ学校入れかえてとか、その部分についてはまだ何ら素案もあるわけではないんですけれども、ただ2人ではなくて3人の協力をいただければ、各校1人ずつ配置できる。常時学校にいてもらうということは先生方とのコミュニケーション、イコール生徒への指導にも役立てられるかなというふうなことで、3人というお話しをさせていただいたところでございました。

そういったことで、今後6月の議会のほうにはお願い申し上げていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは、この協議事項の1つ目であります令和元年度の美里町議会6月会議については、以上で終了させていただきます。

それでは、いいですか、休まなくて。続けていいですか。（「はい」の声あり）じゃあ、続けて行います。

それでは、日程第10に入ります。（「忽那先生に」の声あり）

ちょっと休憩のほう、いいんじゃないですかね。じゃあ、5分間休憩とります。再開、40分からさせていただきます。

じゃあ、忽那先生に入ってもらいまして。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時43分

教育長（大友義孝） それでは、再開をさせていただきます。

ただいまの出席委員は5名でございますので、会議は成立いたしております。

日程 第10 「令和元年度 美里町の教育」について

教育長（大友義孝） それでは、協議事項の日程第10、「令和元年度 美里町の教育」について、これから協議に入らせていただきます。

まず、「美里の教育」の説明を最初にいただいたほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。

学校教育専門指導員（忽那正範） それでは、お配りしておりました「令和元年度」、これは「令和元年度」ということで、一応「令和」を使わせていただいております。「美里町の教育」ということで、表紙の部分ですけれどもまだ写真のほうは決定しておりませんが、本で行われた各学校の教頭会議がございまして、その段階で各学校で子どもたちが活動しているような運動会の風景とか、あるいは今であれば修学旅行の風景とか、あるいは中体連で行われる行事の風景などを二、三送っていただきたいということで、そこで選定してこの写真のところに載せていきたいなというふうに考えておりました。

2ページ目をごらんください。2ページ目は美里の町民憲章、以前から使われているものでございます。それを載せてあります。

3ページ目になります。「作成中です」ということで、最初の段階で書いておきました。目次になるわけですけれども、ここで線を引かせていただいております3の（9）中学校経営概要までは、原稿が全部そろっておりまして、ここに今冊子というかクリップどめさせていただ

ております。それ以降の部分については関係部署に現在依頼しておりまして、変更点・数の面、そういったところを変更したものの原稿を集めているというところでございます。おおむね大きな変更はないというふうな話を承っております。

そういう形で、今現在は3の(9)のところまでは集まっている、私のほうの手元にあるということでございます。

次のページをごらんください。美里町の概要でございます。これは、昨年来使われておりました原稿でございます。それと変更はございません。美里町の概要は、変更なしということで進めています。

それから、ここで言えば3ページ目、美里町の教育というところをごらんください。これに関しては、以前の定例教育委員会で検討されて終了しているということで、そのまま載せてあります。前回4月の定例教育委員会のところでお話ししたように、2月に話し合われていた内容の中で欠落していた部分、項立ての部分でしたけれども、それはどの部分かという、これもページで言えば6ページになります。4月の定例会のときにもお話ししておりましたが、6ページの四角で囲われた3「たくましく生きるための体育、健康教育の推進」、この部分が2月検討のときには原稿に欠落していたということございましたので、そこをつけ加えております。

それから、あとは8ページ目までは検討は終わっているということございましたので、そのまま載せてあります。

9ページ目をごらんください。9ページ目は、令和元年5月1日現在の学級の編制の状況、子どもたちの人数でございます。これは5月1日現在の学校基本調査、それに基づきましてこの人数を載せております。したがって、現段階ではこの人数が美里町に子どもたちがいるということで、確認をしているところございました。幼稚園、それから小学校、それから中学校のそれぞれの学年の人数になっております。ごらんください。

それから、10ページ目からは幼稚園、それから小学校、それから中学校のそれぞれから出してもらった紹介のものでございます。消していただければと思います。

そういう形で、各園・学校から提出してもらっているものをまとめたものが、以降になっております。校正をかけていながらこれを確認し、「美里町の教育」に載せていきたいと考えておりました。

なお「美里町の教育」につきましては、先ほどお話しした3の(10)以降の原稿が集まり次第、それらを確認し製本をして配付していきたいと。6月の中旬もしくは下旬にかかるかも

しませんが、配付していきたいと考えておりました。配付の部数につきましては、一応昨年と同様に140部を各機関のほうに配付していきたいというふうに考えております。

これに関しては、以上でございます。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

そうしますと、大きい3番目の（10）以降は依頼済みということでもよろしいんですね。

学校教育専門指導員（忽那正範） 現在社会教育の担当の堀田係長をお願いをして、集めていただいているところでございました。

教育長（大友義孝） 今後の生涯学習振興のものに関しては、この中でも文化財と社会教育の関係があるんですね。いつもこれ「生涯学習関連施設」ってなっていますよね、例えば34ページ。ここが、生涯学習っていうのは大きい意味合いでとられる、この目次の34ページのところですね。それがちょっと違和感があるというか、どんなもんだろうなど。この後で出てくると思うんですけども、自己点検評価の中の美里町教育委員会が所管する構成図、施設構成図を見たときに、「生涯学習施設」って入れていないんでなかったかなと思うんですね。だから、ちょっと違和感あるなと思って。

結局、これ「美里町の教育は令和元年度はこういうふうな考え方ですよ」と。それが、自己点検評価につながっていくんですね。だから、そのマッチングがそこで必要なのかなというふうにちょっと思っているところもあったんですけども。いずれにしても、「美里町の教育」という限りは、町長部局であろうが教育委員会部局であろうが入れざるを得なくなっているんだろうなと思っているんですけども。どうなのでしょう、この生涯学習っていう部分がすぽっと町長部局と教育委員会の事務局で振り分けしているから、分けていいのかなと思ったり、分け切れないのかなと思ったり、いろいろ難しいなと思っていたんですけどもね。

ちょっと気になる場所ですね、私ここは。

後藤委員さん。

委員（後藤眞琴） 今の話で生涯学習振興の基本理念、これただ単に担当者につくってもらっただけでなくて、ここできちっと協議した上で、ずっと以下そうなんですけれども、していかなきゃならない問題だろうと。文化財保護事業計画もこの前基本方針が出ましたので、それに従ってこの事業計画立てていかなきゃならないことで、去年とは随分違ったあたりになりますので、この生涯学習に関する1から9まで、これは担当から「こういうふうにやります」ということ出た時点で、あと教育委員会でみんなでお話しするというふうにしたらいかがでしょうか。

教育長（大友義孝） そうですね。多分この生涯学習振興の基本理念とか何とかといったとき

に、漠然と大きく捉えますよね。それはここ教育委員会だけでいいのかと、うちのほうでやっているのは社会教育だろう、文化の部分だろうと、学校におけるスポーツ振興だろうというふうな捉え方ですぼっと分けているものだから、そのところの取り扱いをどうしたらいいのかなというのはいつも悩むところなんです。

そのところ、教育次長さん。

教育次長（佐々木信幸） 私も、去年自己点検評価をする際にやはりその部分が引っかかって、実際生涯学習といっても教育委員会が管轄している部分は社会教育の部分で、青少年だったり家庭教育だったり協働教育だったりですね。それ以外の生涯学習を大きく捉えた場合は、今はまちづくり推進課が各コミュニティーセンターを拠点に行っている事業があるんですけども、それは自己点検と切り分けたんですね、最終的には。最初は載せていたんですけども、教育委員会が直接行っていないので、それを自分たちで自己点検するというのもうそぐわないだろうなということで、生涯学習施設の部分ですね、それからスポーツ施設、それから文化会館の部分ですね。文化財は別ですけども、文化振興の部分。それらは切り離して、自己点検評価から抜いた経緯があるんですよ。なので、そこでの整合性をこの「美里の教育」の中でどうとっただろうかというのは、ちょっとやはり教育長もおっしゃったとおり悩むところはあります。

それも含めて教育委員会として考えていいのか、あるいは実際やっていないものは除いてこれを組み立てていくかということですね。

委員（後藤眞琴） 僕も、この教育を引き受けたあたりからどうして教育委員会を外したのか、社会教育のものはこっちに持ってきたわけですよ。ですから、これかなり重要な問題なので、総合教育会議の中でどういうふうにするのか、やっぱり話し合っておいたほうがいいんじゃないですかね。

教育長（大友義孝） そうですね。町長部局でやれるという法律が改正されたときに、そっちの方向がいいだろうということで、いろいろ協議調整をしてきた経過があります。ですが、やっぱりやってみたときに、しっかりと分けられない部分も当然あると思われるんですね。やはり、総合教育会議の中で位置づけというんですかね、それをちゃんとしたものにつくっておかないと、いつも毎回毎回年度が変わるたびにそっち行ったりこっち行ったりという形では困るので、ちゃんとしたものにそういった認識を持っていけばいいと思います。

ただ町民の方がこれを見たときに、「あら、美里の教育の中に生涯学習ないの」って今度見方をされたりとか、その逆のイメージもあるわけですね。だから、その辺の扱いということにな

ると、「美里の教育」というよりも「美里の学校教育」ってずばりやったほうがいいのか。その中だと、今度社会教育入ってこないということにもなるし、いかがですか、委員さん方。

委員(後藤眞琴) それからもう1つなんですが、木田先生が2月のときに出していただいて、それであと3月に最終的にお話ししますということだったんですけども、木田先生のご都合で3月にはやっていないんですよ。最終的にこういう提案があって、そのときいろいろここでみんなでお話ししたんですけども、それで3月に決定しましょうっていうような話があった。そういうことですので、そこちょっとおくれるかもしれませんが、それ踏まえてしなきゃならないようになっているんですね。

学校教育専門指導員(忽那正範) わかりました。であれば、本当に先ほどの生涯学習の件も含めて検討していただいた後で、実際ちょっと昨年よりもおくれるかもしれませんが、そこは作成していきたいと考えています。わかりました。

委員(後藤眞琴) それからもう1つなんですけれども、これ忽那先生が苦労して、ページ数打っていないんですけども、「学校教育力アップの具体的事項(小学校)」、この趣旨っていうのは忽那先生が新しく入れて。

学校教育専門指導員(忽那正範) そうです。

委員(後藤眞琴) これも含めてここに入れていいかどうか検討するということでもよろしいんですか。

学校教育専門指導員(忽那正範) 4月のときにお話があったものですから、そういうお話が。それで、改めてまたここに入れさせていただいて、資料もそこにそろえさせていただきました。ちょっとそこを受けて、いろいろと学校のほうに具体策を出してもらおうとやはり時間的におくれちゃいますので、学校のほうからはその具体策、これについては出していただいております。それは、後ろにつけていた資料でございます。

委員(後藤眞琴) これちょっとみましたら、次のときだと思っんですけども、この趣旨っていうのはこれをする目的とかっていう意味ですよ。そうすると、今まで僕たち去年までしてきた「学校教育力アップの具体的事項」というのは、この9ページまでのことを踏まえてそれで具体的事項を考えましょうということで、趣旨は特別なくてもいいような感じがしてきているわけです。これ、中学校も同じです。

それから、この「学校教育力アップの具体的事項」「学びに向かう望ましい」、いちいち一つ一つこれ読ませていただきましたら、学校のほうに重点事項の具体策を書いてもらったものなんじゃないかと思っんですけども、それを僕はこれ読みまして、この9ページまでのこと、

それから具体的なことを踏まえて各学校がこれを踏まえた上で創意工夫のもとにやっていくという、その自由裁量のものを残しておいたほうが、教育委員会で最初に「重点事項を出してください」という方向もあるかと思うんですけども。

それで、これ評価もするという、これは各学校がするわけですよ。それが今度教育委員会の自己評価ですか、あれに反映されていくわけですね。やっぱりこういうのをしますと、教育委員会がかなり権威を持ってやる意味合いが強くなっていく感じが僕はするんですけども、ほかの委員さんはどう考えるか。

学校教育専門指導員(忽那正範) お話しをお伺いしながら、そのとおり納得はできるんです。実は今私プリント持っているのが、平成29年度の「学校教育力アップ具体的事項」というのがございまして、ずっと延々と学校教育力アップの件についていろいろとアンケートをとっていきながら自己評価をしてもらって、それらを取りまとめたというものなんですけれども、もう少し冊子はあるんですけども、その1枚目のところだけコピーして私持ってきていたんですけども、その中に最初にもう趣旨はあったんですね。趣旨があって、それであと評価項目っていうのがずっとあって、それで実はこの「教育力アップ」の今年度行われたものにつままして確認したところ、その趣旨がなかったんですね、今年度つくったやつですね。

委員(後藤眞琴) この平成30年のやつ。

学校教育専門指導員(忽那正範) 今回つくったこの「学校教育力アップの具体的事項」で、この中に趣旨が去年まではあったのに、こちらにはなかったわけなんです。ですから私は、こちらにならってこちらの趣旨をつくったということなんです。

委員(後藤眞琴) ここ、去年の平成30年度のこれですけども、あります。

学校教育専門指導員(忽那正範) 教育力アップ具体的事項というやつ。

委員(後藤眞琴) それはこの前も、具体的事項というのはこの「学びに向かう望ましい習慣づくりについて」、いろいろ書いてあるんです。これは、2月にもいろいろここでお話しになった、「習慣」について。

学校教育専門指導員(忽那正範) ここで私がつけ足したという趣旨というのは、これのものでございます。

委員(後藤眞琴) それは、前の中になかったものですよ。

学校教育専門指導員(忽那正範) 今まで、実はあったんです。

委員(後藤眞琴) 去年はないですよ。

学校教育専門指導員(忽那正範) こちらのほうにはありません。こちらのほうにはなくて、

この「教育力アップ具体的事項」というところには実はあったんですね。

委員（後藤眞琴） それは、どこに配ったわけですか。

学校教育専門指導員（忽那正範） これは、現実的には多分教育委員会でもそれぞれの状況について評価をして、学校側も評価をして、その評価結果を定例の教育委員会のほうに出されていたと思います。

委員（後藤眞琴） 記憶にないんですが、そうですか。

学校教育専門指導員（忽那正範） 後ほどまた、次回の教育委員会のときにも昨年出されていた内容のものを持ってきてたいと思いますので。

委員（後藤眞琴） 今までは僕の記憶で、これの原稿が出てきた時点でいろいろ検討していったということなのね。

学校教育専門指導員（忽那正範） それと、実はもう1つ学校のほうで自己評価してもらって、提出していただいていたものがこの内容なんです。ここの書かれている一つ一つの項目について、自己点検してもらっていたんですね。

委員（後藤眞琴） それはしてもらっていたと思うんですね。今度の場合には、前もって具体的事項というの、この最後のほうですね。これ、先ほど申し上げましたとおり、「1. 学びに向かう望ましい習慣づくりについて」と、取組内容はこの前に書いてあるとおり。それを、小牛田小学校の場合には具体策どうしますかと。これ、多分学校に問い合わせたろうと思うんです。

学校教育専門指導員（忽那正範） そうです。

委員（後藤眞琴） お書きになったものだろうと思うんですね。それで、今までの場合には各学校が「学びに向かう望ましい習慣づくり」について、1から6までありますよね。それで、例えば「睡眠時間8時間以上」「達成率80%以上」とか、これは前のお話しでは2月の段階では「80%に達しているから、5%上げたらいいんでないか」というようなお話しで、この下のところはなかったんですね。各学校が、先ほど申し上げましたとおり創意工夫のもとにして、それで自分でこれを自己評価している。

今度の場合は、前もって「こういうものをやります」「こういうものをやります」ということを上げさせておいて、それをどこまでいったかという評価になるわけですね。そこの違いがちょっと気になったものですから。

学校教育専門指導員（忽那正範） わかりました。

ちょっと、あと昨年の「教育力アップの具体策」について、「具体的事項」というのも出てい

るんですけれども、「具体策」というのも実は出ていまして、学校のほうから。それに対する自己評価ということもされていまして。ですから、ちょっとそのところをもう一度資料として提出したいと思いますので。「それにならった」と言ったら言い方おかしいんですけども、そのような形で今回つくってみただけの話でございますからね。

委員（後藤眞琴） 僕がそこまで、もう忘れちゃったのね。

学校教育専門指導員（忽那正範） わかりました。

教育長（大友義孝） 評価して、各学校でどうなったかという部分については、確かに評価をしていたから達成率80%じゃなくて、5%を足して85%にもっていったらどうかとか、そういった議論に発展していったと思っております。ですから、目標値をまずここで掲げさせていただいて、それぞれの学校の取り組みという部分については先ほど後藤委員が言われたように、自由裁量の部分も必要なんじゃないのかというふうなお話なようですからね。そういったこともあっていいのかなというふうにも思うところがあります。

いずれにしても、この「美里の教育」の部分についてはこれから、まだ足りない部分があるのでこれをつけて、そして最終的に上がってこないとなかなか確認するという作業も難しいですよ。定例会なんかでやると、次の定例会って6月になってしまいますし、それまでにはちゃんと出しておいて、そしてすぐ公表できるような形にはしていかなきゃないんだろうなというふうに思っていますが。

ただ何度も言いますが、これが自己点検評価の部分とどういうふうにリンクして、どういうふうな評価を行っているのかという、それがどのように次の年につながっていくのかというのがなかなか見えないところがあるのかなと。それはむしろ自己点検評価が出たために、わからなくなってしまうところもあるんですよ。「美里の教育」1本でいくんだったら、それに対しての評価はかけられるんですけども、「自己点検評価を法律でやりなさい」ってなっているもんだから、その自己点検評価のやり方なんていうのはどこにも明記していないんですよ、何を評価しろとか。だから、そこは苦肉の策なんですね。

この辺のところは、もう少し委員さん方と協議していかなくちゃいけないところだと思いますし、事務局内でも少し詰めさせていただきまして、先生中心に調整をとっていきたいと思いますので。

学校教育専門指導員（忽那正範） ぜひよろしくをお願いします。

教育長（大友義孝） よろしくお願ひいたします。

そのほかいろいろお気づきの点、もしあればお伺いしたいと思うんですけども。出てみな

いとわからないですか。成澤委員さん、どうです。

委員（成澤明子） 大きいものが出てくるたびに、やっぱり一応美里町の教育に対する理念というものがあって、それを示すぐらいでもってあとは各学校の主体性とか裁量とかを尊重する、独自性とかということを尊重したいなという気持ちがすごくあるんですけども、今教育長さんが法的に自己点検評価しなければいけないと、数値的にあらわさなきゃいけないというものが、やっぱりなかなか教育とそぐわないのかなといつでも感じますけれども、無力です。

教育長（大友義孝） そうですね。わかりやすいのは、確かに数字であらわせれば誰でもわかる評価の仕方になるんだと思いますけれども、それをわからなくあらわしているのが文言で評価している部分もあるわけですよ、評価の文言としてね。そこもわかりやすい、誰が見てもわかりやすい評価というんですかね。目標が何であって、それを達成できたかできなかったのかという部分になっていて、じゃあ何が悪かったのか、次はどうしようかというステップを進んでいくんだと思うんですけども、その順番がこれはこっち、これはこっちというふうな形で整理かけてしまうと、何が何だか見る人もわからなくなってくるし、そのあたりをちょっと大事にしたいですね。

委員（後藤眞琴） 評価って、難しいですよ。例えば朝ごはん、今まで全然食べなかった子供が1回か2回週食べるようになったっていったら、すごくいいことですよね。それを、今まで何度か食べていた子供が、3日食べなかったと。それこそ、そっちのほうが問題、どうしてなんだろうと。それをただ数字であらわしたら、低いですよ。ですから、僕なんかもずっと評価してきたんですけども、今まで学生がいいレポート書いていたのが、書かなかった。「ああ、これはさぼったな」とかね。それが、「よくこんなのかけたな」と、そういう評価をどうするかという場合、かなり難しいだろうと思うんですよ。

ですから、数字にあらわれたものだけで評価するというのは、文言ね、忽那先生も苦労なさっているところなんだと思いますので、本当にその辺のところは注意して先生方をお願いしなきゃならないのかなと思っています。

学校教育専門指導員（忽那正範） そのとおりだと思います。

教育長（大友義孝） そうですね。本当に後藤委員の言われるとおりで、一番簡単な評価の方法っていうのはドメイン評価ですよ、ドメイン準拠評価。要するに目標達成評価ですから、これはペーパーテストと同じですよ、これはね。だから、それがスタンダードに変わったりパフォーマンスに変わったり、そして蓄積していくポートフォリオ評価に変わってきたりしているものだから、一体どの方式とるのという部分がやっぱり教育委員会でも「この評価方式で

いきます」というふうなことにしていけないとき、やっぱりじゃあ何のために評価するかといったら次さつなげるためですからね。ただ、その分子どもたちは1年では言えないですよ、これは。そのための成長ですから。だから、おくれずということなんでしょうね。

その辺のところ、もう少し協議していきますか。よろしく願いいたします。

じゃあこの辺で、まだ決定まではいかないので、「美里町の教育」につきましてはもう少し調整をとらせていただくということにさせていただいてよろしいでしょうか。お願いいたします。その都度委員の皆さんから、こちらに「こういうこと」ということでご連絡いただければ、改善をしてみたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

委員(千葉菜穂美) すみません、1つあるんですけども、このA3版の用紙に書かれているこちらのほうは、私たち用に参考資料ということで渡されたんでしょうか。

教育長(大友義孝) 先生、これ公表扱いするの。

学校教育専門指導員(忽那正範) いえ、これは。

教育長(大友義孝) 非公表だよ、これね。ちょっとこれ確認だけしておきたいんだけど、今日一緒に「美里町の教育」はやりましたけれども、あわせて「学校教育力アップの具体策」、それから小中学校における「特別な配慮を必要とする生徒」、この部分については控えています、この部分についてはまだ。ですからその辺傍聴人の方、誤解しないようお願いしたいと思います。資料ももし、どうなの。前段に言って置けばよかったんですけども、ということでもまだここに踏み込んでいないんです。

委員(千葉菜穂美) 何かそれが普通に入っていたので、これは公表していいのかどうかというところをちょっと聞きたかったんです。

学校教育専門指導員(忽那正範) ちょっと後ほどお話しする、1つの資料として持ってきていましたので。

委員(千葉菜穂美) それから、これが日程11の基礎学力の向上のほうの部分なんですよ。

委員(後藤眞琴) それともう1つ、この前忽那先生に全然わからない「ユニバーサル」、これ資料読ませてもらったなら内閣府官房が「オリンピック・パラリンピックに当たって、こういうふうにするんだ」と、それはわかったんです。これ2019年度と2020年度美里町立学校等の教育環境ユニバーサルデザイン化運動、これはもう決まっちゃったわけですか。

学校教育専門指導員(忽那正範) 一応そういう方向で、全部進めていこうということで話しはしています。

委員(後藤眞琴) こういうことは、教育委員会で協議して今までしていたことだと僕は理解

しているんですけれども、これ読ませていただいてちょっと「ああ、忽那先生一生懸命やっておられるんだな」ということはわかったんですけれども、これ2年間で各学校には連絡済みですよ。

学校教育専門指導員（忽那正範） 4月の段階で説明を、コーディネーター連絡協議会でしています。

委員（後藤真琴） 教育委員会では、先生方が普段働く時間が長いから、できるだけ負担かけないような工夫をしながら教育効果を上げていくことを考えましょうというようなことで、基本的にやってきているんですよ。そうするとこういうもの、これ悪いことではないですけども、かなり先生方も労力使わなきゃならない面もありますよね。ですから、その辺のところはこれから、「こういうふうなことを考えているんですけれども、いかがなものでしょうか」というのを教育委員会で協議した上で進めていくようお願いいたします。

教育長（大友義孝） ものすごく今のお話しについては、やはりユニバーサルデザイン化という部分については取組方法として全国的なものに、今までは美里が主流として走ってきたんだけれども、周りが追いかけてきているので避けては通れないところだというふうな認識は私も持っていますけれども。その辺のところ、学校の先生たちのいろいろな働き方改革も含めて、一体どうやったら働き方改革もクリアするのかなと思ったり、その反面文科省では「こうだ、ああだ」と言ってきている部分もありますし、じゃあどうやったらいいのという正直なところ先生方、校長先生初め皆さん悩んでいるんじゃないのかなというふうに思っているところもあります。

ただ、やっていく中で思わぬ効果というのも出てきたりなんかするものですからね、そこにちょっと期待したいなというふうに思っていますけれども。

では、日程第10の「令和元年度 美里町の教育」については、以上で終了させていただきたいと思います。

それでは、ちょっとどうしまししょうかね。基礎学力に入りたいんですが、これは秘密会になっちゃうのでね。傍聴人の方いますので、ちょっとここだけ後からやります。いいですか、どうでしょう。

次の日程第12に入っていきますので、この部分については特段協議をしていく部分というのは今日はないですね。

じゃあ、すぐあれなので、委員の皆様にお諮りいたします。日程第11のいじめ・不登校対策については先ほどさせていただきました。基礎学力向上の部分については、ただいまの「美

里町の教育」と関連性もあったので、ここで日程 1 1 を分けたところでございますが、基礎学力の向上の部分については日程第 1 2 の後に行わせていただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。(「はい」の声あり) ありがとうございます。

日程第 1 2 学校再編について(継続協議)

教育長(大友義孝) それでは、日程第 1 2 に入ります。学校再編について(継続協議)ということで示させておりますが、実際先ほど今日の協議事項としましては、教育財産の取得申出について先ほど議案として議決をいただきました。今回の部分については、そういったことで町長のほうには提出させていただくことになります。

さらに、今後議会の前までには多分行われると思いますが、先ほどのいじめ防止等の基本方針の改定もありますので、早急に総合教育会議の開催依頼をしたいというふうに考えています。その中で、いろいろとこの間施設の基本計画の部分については説明をいただきましたので、今度はその場で言い切れなかった部分について、総合教育会議の中でも話しを出していただくことになると思いますし、やはり町長のほうの判断事項、それと概算事業費の部分が若干変わってくるという部分、下回ったという部分もあって、財政シミュレーションの関係もあるかもしれませんので、この辺のところはそう考えていることを委員の皆様方にお話しを今日はさせていただくということでございました。

事務局のほうで、学校再編について用意している事項っていうのはございますか。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) 本日は、特に準備しているものはございません。それで昨日議会の全員協議会のほうで、まずはこれまでの経緯についてご説明をさせていただいて、その次に意見交換会・アンケートの結果と今後の進め方という部分をご説明させていただいて、最後に施設の基本計画についてご説明をさせていただいて、いろいろとご質問もいただいているというようなところでございます。

それで、施設計画の内容についてのいろいろな質問もあったんでございますけれども、今回の基本計画につきましては場所を決めて、その場所に施設がおさまるかというようなことをメインとしたものでございまして、詳細につきましては今後の基本設計・実施設計の中でしっかりと検討していくと。あと防災の問題であったりとか、周辺に対する環境に与える影響とか、もろもろのそういう細かい部分につきましては、今後基本設計・実施設計と進んでいきますの

で、その中でいろいろと意見をお聞きしながら、住民の方含めて学校含めて今後意見を聞きながら設計を進めていくということになります。

今回のものは、あくまでも基本的なものをまず定めまして、それを教育委員会から町長のほうにしっかりと申し出をいたしまして、あとは具体化に向けた実際の動きになっていくというようなところになっていくのかなと思ってございます。

あとは、もろもろのご質問いただいておりますけれども、それにつきましては整理した上でお示しをさせていただきたいなというふうに思っております。まずはさまざまな細かいご質問もいただいておりますので、それにつきましては今後例えば検討委員会の準備委員会の中でやっていく部分が多かったりとか、もろもろ通学路に関する部分のご質問があったりとか、いずれ今度例えば6月の議会等々でまたいろいろとご質問をいただくことがあるのかなというふうに思っております。

ちょっと話が雑談になって申しわけなかったんですけども、一応昨日そういう形で全員協議会をしてご説明をさせていただいてというところで、ご報告ということでございます。

教育長（大友義孝） 後藤委員。

委員（後藤眞琴） 抽象的で全然わからないんですけども、申しわけありません。昨日全員協議会をして、それで今課長さんの頭の中に、あるいは胸の中に残っているもの、具体的にちょっとお話しいただければありがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） じゃあ、まず水害対策ということで出来川等々河川もあるので、それで管理が例えば右岸であれば涌谷町の消防が対応している部分がある。そういうところもあるので、例えばこの学校をつくる際に調整して行って、防災対策というんですかね、水害対策をというようなお話しがあったりとか。

通学路を、例えば下小牛田、南小牛田っていうんですかね、下小牛田1区・2区でございませんですけども、特に2区ですかね、町外を通過して通学するケースもあるもああるのではないかと。一部涌谷を通過して、日本高圧って会社がございませんですけども、コンクリート会社ですけども、そこの脇を通過して真っ直ぐ行って田んぼに抜けて、三十軒のほうを通過していくというようなルートも考えられるというようなところもあって、そういう通学路についてはどう考えているんだとかですね。

あと、バスの問題ですね。バスは10台と想定しているだろうけれども、今後減っていくし、どのようなことで考えているんだというようなところとかですね。

あとは、情報公開ですね。例えばいろいろな資料を全員協議会のときにお出ししましたけれ

ども、そういう資料もどういふふうに取り扱うんだと、情報公開ですね。なるべく開示していくというようなお話をさせていただきましたけれども。

あとは校舎の向きが、ちょっとこの向きはないんじゃないんじゃないかというようなご意見ですね。向きもちゃんと近隣の学校を見ながら、西に向けてちゃんとしてほしいということのようなお話しもございまして。

あと、やはり一番私ที่ใหญ่いなというふうにしたのは、財政の問題でございます。今回基本計画をつくるに際し、前回お出ししたものを精査して、若干ですけれども事業費がちょっと落ちてございます。それで、議員の皆様もご心配しているのはやはり財政的な部分でして、そこをしっかりと示していかないとだめなのかなと。この部分につきましては、教育委員会で検討するという部分ではなく、町長部局でしっかりとシミュレーションをまた行って、そしてしっかりと大丈夫だということに進んでいくということが必要なのではないかなというふうにしてございます。

あと、準備委員会ですね。準備委員会について私ご説明したときに、例えば学校・保護者・生徒等に検討していただきますというお話しをしているんですが、やはり他人任せに聞こえる。教育委員会でもしっかりとかわって、一緒になってやっていくんだというようなところではないかというお話しもあって、それはもっともなお話しですので、いずれその辺についてはそういうところで誤解されないような説明をしなければならぬ、表現をしなければならぬというようなお話しをいただいているというようなところでございます。

そんなところでございます。

委員（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

教育長（大友義孝） 今課長が言った最後の部分について、アンケートや何かのまとめの回答をつくったわけですね。その中でも何箇所かあるんです、3か所ぐらいあるんですけれども、それも読むだけ読んでみるとそこにお任せするようには見えたとしたことなので、その書き直しというんですか、言い回しもちょっと考えたほうがいいんじゃないですかというご指摘をいただきました。

そういったことで、今後今後藤委員から課長さんの胸の内をのぞき込んだような形になったわけでございますけれども。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） どうも、最初にわかりづらいお話しをしてしまいました。申しわけございません。

教育長（大友義孝） そのほかございますか。（「なし」の声あり）

それでは、今言ったようなことで、総合教育会議の中でもまた議論しなければならないというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第12、学校再編については以上で終了させていただきます。

それでは、ただいまから秘密会に入りますので、傍聴人の方は大変申しわけございません、よろしく願いいたします。

その他

1 行事予定等について

教育長（大友義孝） その他に入ります。

これは、ちょっと私から話しますね。委員の皆さんには資料がお配りされていると思いますので、このような6月の行事予定でございますということのお知らせでございますので、お目通しをいただきたいというふうに思っております。

2 遠田郡中学校総合体育大会の出席者について

教育長（大友義孝） その中で、この行事予定に絡むところでございますけれども、中学校の総合体育大会が6月1日（土曜日）にございます。そこで、町長部局のほうでは町長と副町長が出るということで、それぞれこの会場に行くということになっているようでございます。その中で、残りの会場を教育委員さん方で出席をいただき、ご挨拶をしなきゃないというお仕事がありまして、それで昨年留守委員さんとそれから後藤委員さんには出ていただいたので、ことしは成澤委員さんと千葉委員さんという案でお示しをしたんだろうなというふうに思っているんです、私が思うにはですよ。

ただ、その前提となるのは涌谷会場もありますので、全体のやつは委員さんに配られていないですよ。涌谷会場の野球とか何かもあるんですよ。（「ありますよ」の声あり）依頼文書ですね、そこまで入っていますか。（「入っています」の声あり）それで、涌谷会場のほうは涌谷の教育委員会のほうで対応していただくと。美里会場のほうは、美里の教育委員会ということなんで、それでこれは3人行かなくてはならないんですが、いかがでしょうかということでございます。

千葉委員、どうぞ。

委員（千葉菜穂美） 留守委員さんをお願いして、交換していただきました。すみません、よろしくをお願いします。

委員（成澤明子） すみません、私もその日出席できません。

教育長（大友義孝） したがって、後藤委員だね。俺、体2つないんだけども。

委員（後藤眞琴） テニスだったら、課長さんいかが。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私は小牛田中学校の外部コーチで、「外部コーチしているんですか」の声あり）しているんです。小牛田中学校の外部コーチをしているので、何か小牛田中学校の外部コーチが出ていって、みんなわかっているんですね、私小牛田中の外部コーチというのは。行ったときに「何で小牛田中の外部コーチが挨拶しているんだ」という話しになってしまって、何かおかしいなというかですね。

委員（後藤眞琴） ずっとテニスも行ったことあるんです。あと、ここ何年間かサッカーのほう行っていたんですけども、今年は休ませていただければ、余りわがまま言えないんですけども。じゃあ誰かいなかったら、僕ですかね。（「よろしくをお願いします」の声あり）ソフトテニス。

委員（成澤明子） ありがとうございます。

教育長（大友義孝） 私迎えに行きますか。

委員（後藤眞琴） 帰りも。

教育長（大友義孝） 帰りあれですけども、私会場朝から行きますので。先生、ぜひよろしく。

委員（後藤眞琴） じゃあ、僕ですね。

教育長（大友義孝） じゃあ、大変申しわけございません。会場数が多い美里町でございますので、ソフトテニス後藤委員をお願いいたします。サッカーについては留守委員をお願いいたします。どうもありがとうございました。ということで、1日の部分、よろしくをお願いします。

委員（留守広幸） 教育長、よろしいですか。このご案内状の中で、開会式はサッカーは8時ってなっているんですけども。

教育長（大友義孝） こっち8時半になっているな。

委員（留守広幸） 8時で。

教育長（大友義孝） ご案内のほうが正式な部分だと思うんですね。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私帰りは、ずっと先生見ていただければなんですけれども、終わりまでですね。そういうわけにいかないでしょうから。

教育長（大友義孝） そんなにいらなくても大丈夫。（「9時からです、開会式。この通知です」との声あり）藤崎補佐、うちのほうでいただいたやつと成澤さんたちのご案内されたやつ、時間ずれているの、もしかしたら。

課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 昨年そのままですね。（「時間、じゃあ違うんじゃないですか、今年度はもしかすると」との声あり）すみません、確認不足でした。

教育長（大友義孝） ご案内文書が正しいと思いますので、我々は9時。（「9時ですね、開会式」との声あり）

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ソフトテニス、8時15分になっていますね。卓球は合っていますね。バスケットも合っています。

教育長（大友義孝） 教育委員に関するところだけ違うんだ。

ありがとうございました。じゃあ、どうぞよろしく願いいたします。

3 令和元年6月教育委員会定例会の開催日について

教育長（大友義孝） 続きまして、6月の教育委員会定例会の開催予定日でございますが、この日程表のとおりでいきますと、どうでしょう、指導主事の学校訪問もあるんですが、できる限り委員さん方にもご都合がつけば見ていただければと。できればB訪問のほうがいいですね、D訪問はちょっと違う部分なので。

ということになると、24日から28日までの間で都合のいい日ということになるのかな。どうでしょう、教育次長さん。24日から28日でとれるんだよね、

教育次長（佐々木信行） そうですね。

教育長（大友義孝） 指導主事訪問はあるけれどもね。

いつもだと、25日ころを目安にしていたところなんですけれども、月曜日だと意外と難しいですね。

教育次長（佐々木信行） そうですね。告示がぎりぎり金曜日、どっちにしる告示は金曜日なんですかね。ただ、会議資料とか当日前にちょっとそろえなきゃならないものがあったりすると、月曜日はなかなか厳しいかなと。告示と準備が全部重なってしまうので、できれば月曜日外していただくとありがたいかなと。

教育長（大友義孝） 火曜日か水曜日。

委員（後藤眞琴） 27日だめですか。僕足のほうの関係で、27日だったら大丈夫だろうと。あるいは28日。27日か28日だったら、これ午後ですね。

教育長（大友義孝） そうですね、できれば1時半から。

委員（後藤眞琴） それだったら大丈夫かなと。

教育長（大友義孝） じゃあどうです、皆さん。（「私もそこだといいです」の声あり）いいですか。じゃあ27日の1時30分、場所はここでということにさせていただきます。

それで、今中総体の関係も定例会の関係もありましたが、6月11日から議会が始まりますが、その前に総合教育会議を開催することになると思いますので、こればかりは町長の都合もあるでしょうし、通知行くと思いますのでよろしく願いいたします。

その他の中で、さらにその他何かございますでしょうか。補佐。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 町長に財産取得の申し出をして、それをもって町長は財産の取得を開始するということになるんですが、6月の議会で新中学校の建設に向けた予算を取得していくと、こういうところになるのかなと。これは、町長部局のほうで対応していくということではありますが、これまでの流れ上予算につきましてはこちらのほうである程度下準備をした上で、引き継ぐというような形になっていくということになります。

それで、以前資料でお話ししておりますけれども、まずはPFIの関係ですね。民間活力の導入可能性調査と、あとは用地の測量ですね、あとは地質調査、あとは基本的な設計ですね、土地造成の基本設計、あとはこっちの不動産鑑定の前算を載せると、町長部局のほうでそのまま執行すると。ただ、予算につきましては中学校費の中に学校建設の項目がございますので、そちらのほうに計上してということになりまして、執行については町長部局で執行していくというふうになっていくというふうに思いますので、お知らせということでございます。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、特にないですね。

それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和元年5月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後5時15分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年9月26日

署名委員 _____

署名委員 _____